

## 利用方法について

見学のあと、体験利用等を経て利用申込書・履歴書・医師の意見書等、指定された書類（条件が整った時お渡しします）をさつき台の家からお渡しします。

また、住所地の市町村福祉課にて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法とする。）上、申請手続きが必要となります。利用開始は市町村から支給決定の通知が出てからになります。利用日数（上限）・利用負担額等、サービス支給量が決定されますので、範囲内で相談したいと思います。

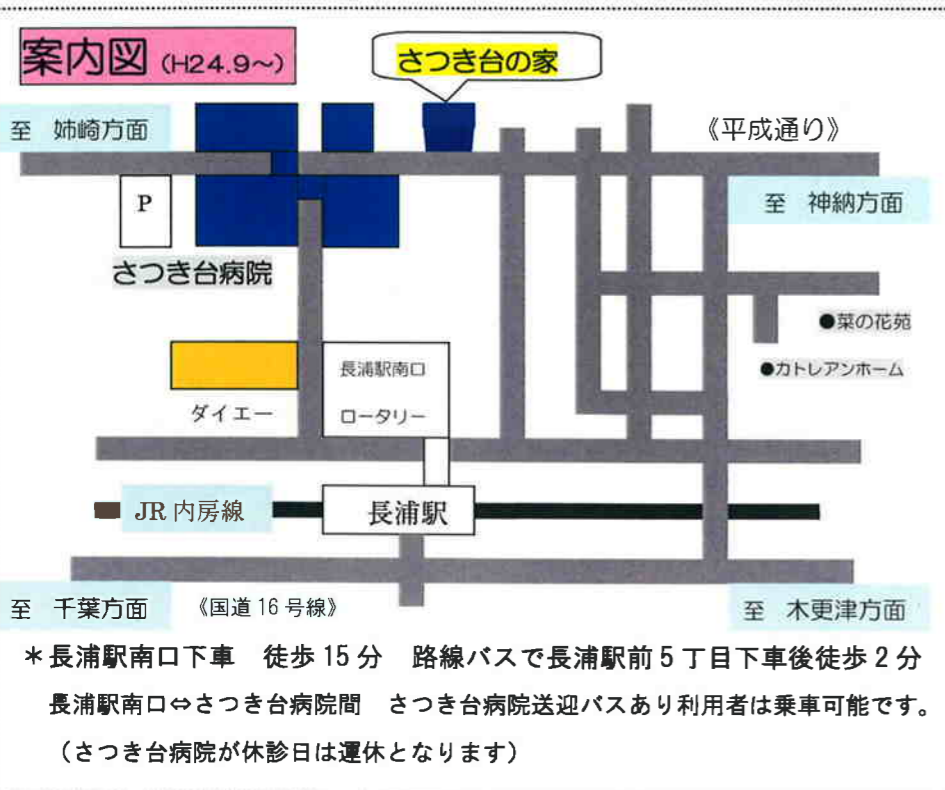
個別の状況に合わせて、焦らずに社会復帰に向けて取り組んで行けたらと思います。

袖ヶ浦さつき台病院、又は近隣地域にお住まいで心療内科等へ受診されている方。このパンフレットをお持ちいただき主治医に相談してみてください。（現在の病状により就労に向けての訓練に取り組むことが可能か？等相談してみてください）

## 利用負担額について

障害者総合支援法上の法定の利用負担額を徴収致します。障害福祉サービスの申請をされた方は、サービス提供を受けるのにかかる経費（法定額：訓練給付就労継続支援B型・加算）の1割負担となります。この利用負担額については、収入・資産状況によって各種免除制度があります。手続き・詳細等は、お住まいの各市町村の福祉課（障害者担当）窓口で相談していただき、申請をして下さい。

※さつき台の家では、訓練内での作業に対して工賃を支給しています。月締めで支給される工賃から利用負担額を徴収させて頂きます。利用負担額を徴収することにより、工賃が支給されなくなることはありません。



見学等、お問い合わせはこちら

社会福祉法人 さつき会  
精神障害者就労支援施設  
さつき台の家

〒299-0243  
千葉県袖ヶ浦市蔵波 428-4  
TEL 0438-60-7756  
FAX 0438-60-7758

 201304

# さつき台の家

## 精神障害者就労支援施設

(就労継続支援事業B型)



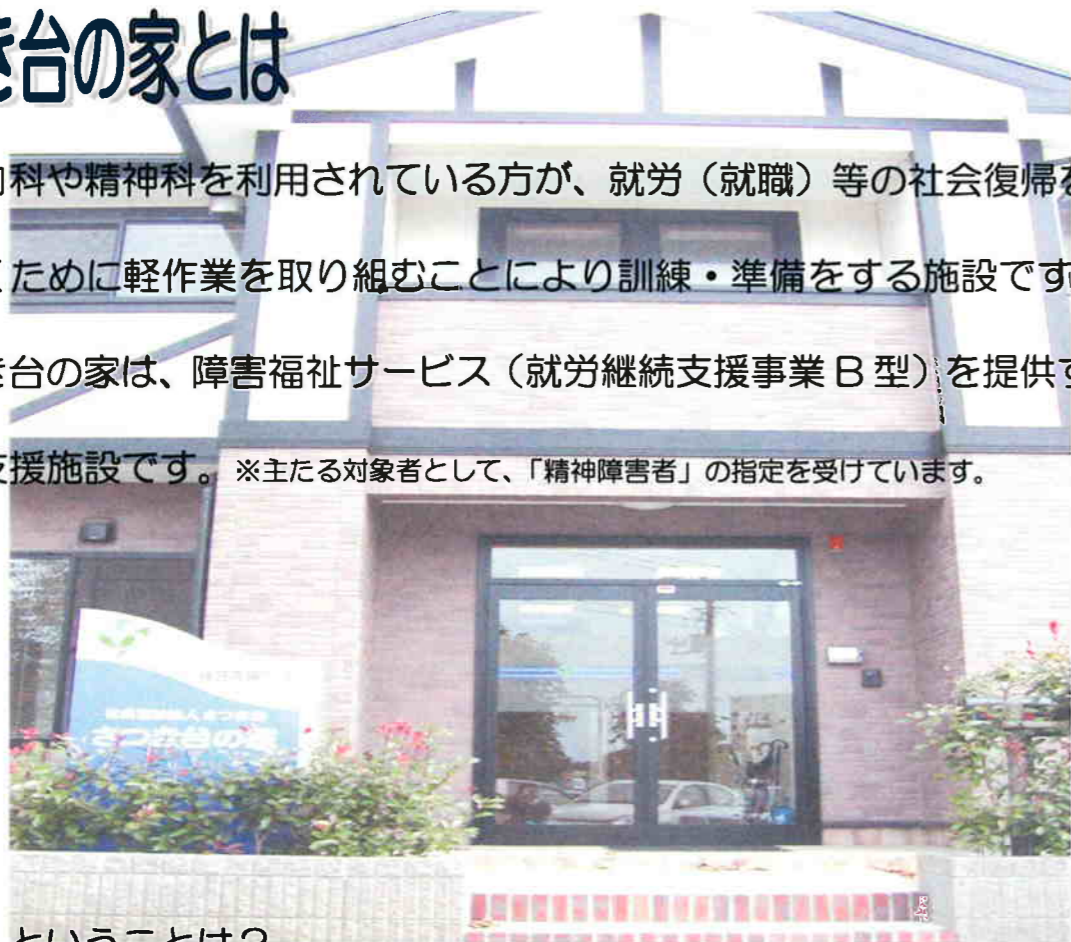
社会福祉法人 さつき会



# さつき台の家とは

心療内科や精神科を利用されている方が、就労（就職）等の社会復帰をして行くために軽作業を取り組むことにより訓練・準備をする施設です。

さつき台の家は、障害福祉サービス（就労継続支援事業B型）を提供する就労支援施設です。 ※主たる対象者として、「精神障害者」の指定を受けています。



「働く」ということは？

「働く」ということは、仕事をしてお金をもらう・・・それだけでしょうか？  
働くことの中には、私達が生きて行く上で必要ないろいろな要素が含まれていると思います。就職するという事は、その人の人生、生き方を考えて行くことでもあるのではないのでしょうか？

さつき台の家は、就労に向けての初期段階の訓練と位置付けた軽作業を通して、人それぞれの生き方を一緒に考えて行ける「家」でありたいと思っています。

## 作業内容

洗濯作業と食品加工作業があります。どちらも難しくない作業です。

★洗濯作業はタオル、おしぼりの洗濯を主に行います。  
また、マットレスの消毒乾燥と車イスの洗浄も行なっています。

★食品加工作業は、蒸しパン等のお菓子作りや調理パン作りを行っています。

両作業で、納品・回収業務も行っています。施設の車で病院や介護施設まで移動します。

## 開所日

月～金曜日の週5日、開所しています。（祭日も開所）  
休日については、月間予定表にてお知らせしています。



食堂・休憩室



洗濯作業室

## 日課

### 午前

9:00 朝礼（ミーティング） 作業開始  
10:30 休憩  
10:50 作業再開  
12:00 昼食休憩

### 午後

13:00 作業開始  
14:00 休憩  
14:15 作業再開  
14:45 掃除・後片付け  
終礼（ミーティング）  
15:00 作業終了